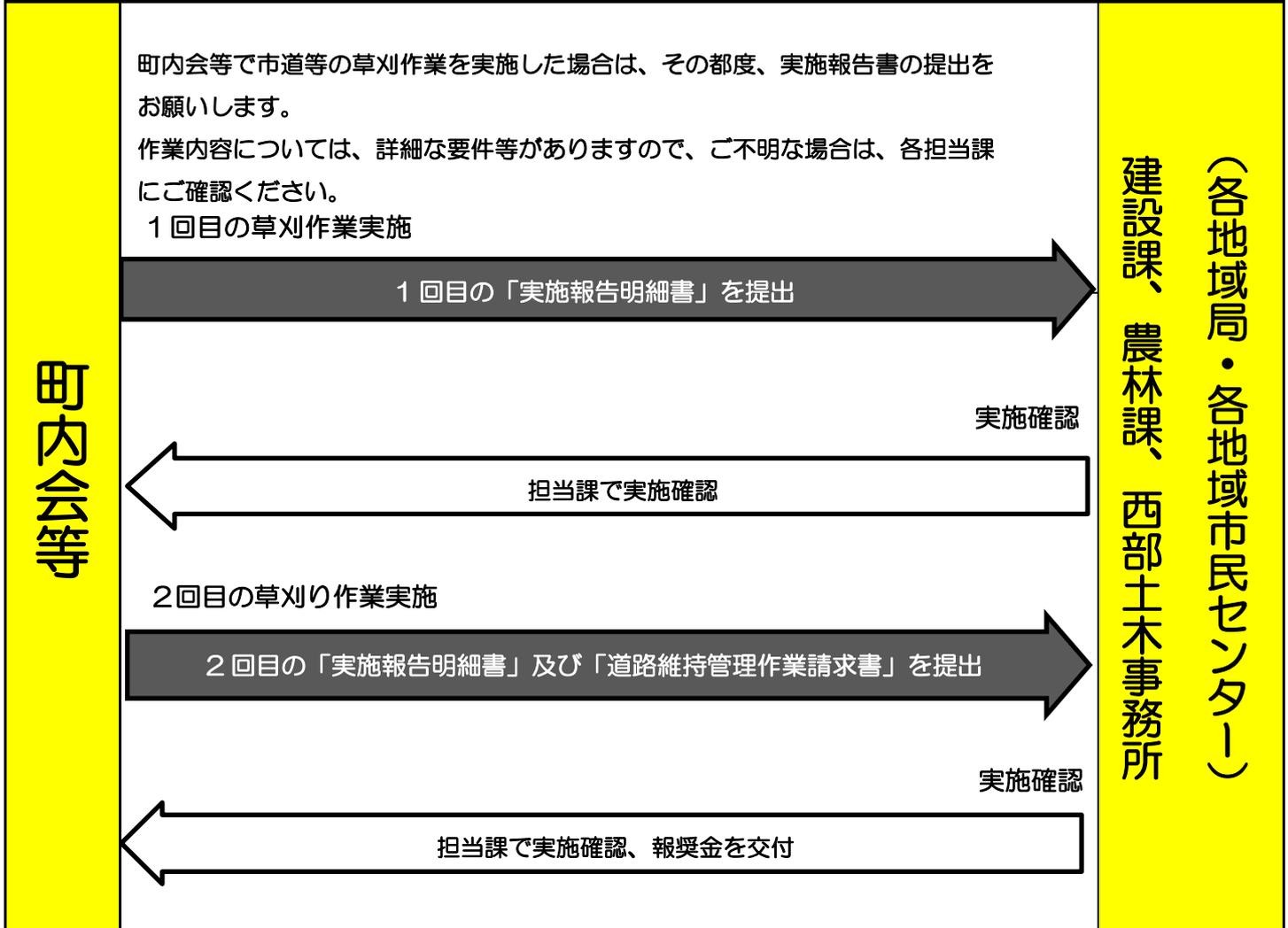


番号	事業名	担当課（連絡先）
⑦	<small>どうろいじかんりきぎょうほうしょうきん</small> 道路維持管理作業報奨金	市道（高梁・有漢地域） 建設課維持補修係 21-1204 農林道（高梁・有漢地域） 農林課耕地整備係 21-0222 市道・農林道（成羽・川上・備中地域） 西部土木事務所管理係 45-4510

事業内容	例えば
市が管理する道路の通行の安全を確保するとともに、その周辺環境の保全を図るため、自主的に当該道路の維持管理作業を行う団体（町内会等）に報奨金を交付します。 ○交付対象となる維持管理作業内容 市道及び市道に準じる農林道の同一路線の草刈作業（道路・側溝清掃含む）を年2回以上実施した場合 ○100m（両側）当たり1,500円を交付（2回作業を行った場合）	500m草刈作業を2回した場合 市道 500m×1,500円/100m =報奨金 <u>7,500円</u> 交付

事業の進め方（手順）



道路維持管理（草刈）作業への報奨金支給について

地域での奉仕活動として行う道路(市道、市道に準じる農道[一定要件農道]・林道)の維持管理作業に対して、報奨金を支給しています。

1. 支給の対象

各地域の町内会などの団体が、同一の道路区間で次の作業を年度内に2回以上実施した場合。

- ①道路の路肩（両側）の草刈
- ②道路上のごみ及び転石等の除去
- ③道路側溝がある場合は側溝清掃

2. 支給額

①～③のすべての作業を行った場合

…作業延長 100mあたり 1,500 円を支給

3. 請求の方法

1回目、2回目各作業の実施後、実施報告明細書等を建設課、農林課、各地域市民センター、有漢地域局、備中地域局内西部土木事務所、成羽地域局、川上地域局へ提出してください。

	1回目	2回目
提出書類	①実施報告明細書(様式第1号) 1枚 ②作業したことがわかる写真 ③作業実施区間がわかる地図	①実施報告明細書(様式第1号) 1枚 ②作業したことがわかる写真 ③作業実施区間がわかる地図 ④請求書(様式第2号)
提出期限	作業終了後速やかに	作業終了後速やかに

4. その他

- (1) 作業報告については、実施報告明細書内の記入例をご確認のうえ、記入してください。
- (2) 1回目、2回目の明細書は作業実施後その都度提出してください。
(2回分まとめて提出しないようお願いします。)
- (3) 「口座振込申出書」で申請されている口座に振り込む場合は「請求書」の(ア)にチェックで振込が可能です。

その他口座への入金を希望する場合は、(イ)にチェックしていただき、必ず、振込先口座となる通帳をご持参(又は、口座番号、口座名義等が確認できる部分の通帳の写しを添付)ください。委任状欄への記入及び押印をお願いします。